

特別養護老人ホーム いちょうの木 料金表 (1割負担)

令和8年3月1日現在

《ユニット型》

単位:円

要介護度	サービス費	1日あたり					1月あたり	所得段階区分	1日あたり			月額 (30日)
		個別機能訓練加算 (I)	サービス提供体制強化加算 (III)	看護体制加算 (I)イ	看護体制加算 (II)イ	介護職員等処遇改善加算 (II)			生活機能向上連携加算 (II)	食費	居住費	
要介護1	682	12	6	12	23	100	100	第1段階	300	880	2,015	60,562
								第2段階	390	880	2,105	63,262
								第3段階①	650	1,370	2,855	85,762
								第3段階②	1,360	1,370	3,565	107,062
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	4,346	130,492
要介護2	753	12	6	12	23	110	100	第1段階	300	880	2,096	62,982
								第2段階	390	880	2,186	65,682
								第3段階①	650	1,370	2,936	88,182
								第3段階②	1,360	1,370	3,646	109,482
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	4,427	132,912
要介護3	828	12	6	12	23	120	100	第1段階	300	880	2,181	65,538
								第2段階	390	880	2,271	68,238
								第3段階①	650	1,370	3,021	90,738
								第3段階②	1,360	1,370	3,731	112,038
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	4,512	135,468
要介護4	901	12	6	12	23	130	100	第1段階	300	880	2,264	68,026
								第2段階	390	880	2,354	70,726
								第3段階①	650	1,370	3,104	93,226
								第3段階②	1,360	1,370	3,814	114,526
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	4,595	137,956
要介護5	971	12	6	12	23	140	100	第1段階	300	880	2,344	70,412
								第2段階	390	880	2,434	73,112
								第3段階①	650	1,370	3,184	95,612
								第3段階②	1,360	1,370	3,894	116,912
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	4,675	140,342

※処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単価】×利用日数×136/1,000＝処遇改善加算【単位】(小数点以下四捨五入)

(例) 要介護3 (828 + 12 + 6 + 12 + 23) × 30日 + 100 × 136/1,000 = 3,608.08

なお、利用日数により介護職員等処遇改善加算の単位は変動します。

※所得段階区分とは、介護保険料における区分のことです。

※医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合は、サービス費に1回につき6円加算されます。(1日に3回を限度とする)

※入所から30日間に限り、サービス費に30円加算されます。

※退所時情報提供加算として、サービス費に250円加算されます。(実施した場合、一人につき1回を限度とする)

※入所期間中に入院または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の取り扱いに応じた金額になります。

※預金管理料として1日70円を徴収します。

※テレビ等の個人用の電気製品を使用の場合、下記に定めた金額を徴収します。

なお、下記項目以外の場合は、応相談とさせていただきます。

	項目	単価
電気代	コタツ	120円/1日
	テレビ	80円/1日
	電気毛布・加湿器・除湿器	40円/1日
	パソコン・携帯電話・タブレット	30円/1日
	電気あんか	10円/1日

《利用料の負担軽減について》

①所得段階区分に応じて食費および居住費に上限額が設けられます(一覧表の通り)。

②所得が低く、かつ一定要件を満たす方には社会福祉法人の実施する減額制度が適用になります。

③利用料の半額が医療費控除の対象となります。

特別養護老人ホーム いちょうの木 料金表 (2割負担)

令和8年3月1日現在

《ユニット型》

単位:円

要介護度	サービス費	1日あたり					1月あたり	所得段階区分	1日あたり			月額 (30日)
		個別機能訓練加算 (I)	サービス提供体制強化加算 (III)	看護体制加算 (I)イ	看護体制加算 (II)イ	介護職員等処遇改善加算 (II)			生活機能向上連携加算 (II)	食費	居住費	
要介護1	1,364	24	12	24	46	201	200	第1段階	300	880	2,851	85,725
								第2段階	390	880	2,941	88,425
								第3段階①	650	1,370	3,691	110,925
								第3段階②	1,360	1,370	4,401	132,225
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	5,182	155,655
要介護2	1,506	24	12	24	46	220	200	第1段階	300	880	3,012	90,564
								第2段階	390	880	3,102	93,264
								第3段階①	650	1,370	3,852	115,764
								第3段階②	1,360	1,370	4,562	137,064
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	5,343	160,494
要介護3	1,656	24	12	24	46	241	200	第1段階	300	880	3,183	95,676
								第2段階	390	880	3,273	98,376
								第3段階①	650	1,370	4,023	120,876
								第3段階②	1,360	1,370	4,733	142,176
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	5,514	165,606
要介護4	1,802	24	12	24	46	260	200	第1段階	300	880	3,348	100,652
								第2段階	390	880	3,438	103,352
								第3段階①	650	1,370	4,188	125,852
								第3段階②	1,360	1,370	4,898	147,152
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	5,679	170,582
要介護5	1,942	24	12	24	46	279	200	第1段階	300	880	3,507	105,423
								第2段階	390	880	3,597	108,123
								第3段階①	650	1,370	4,347	130,623
								第3段階②	1,360	1,370	5,057	151,923
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	5,838	175,353

※処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単価】×利用日数×136/1,000＝処遇改善加算【単位】(小数点以下四捨五入)

(例) 要介護3 (1,656 + 24 + 12 + 24 + 46) × 30日 + 200 × 136/1,000 = 7216.16

なお、利用日数により介護職員等処遇改善加算の単位は変動します。

※所得段階区分とは、介護保険料における区分のことです。

※医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合は、サービス費に1回につき12円加算されます。(1日に3回を限度とする)

※入所から30日間に限り、サービス費に60円加算されます。

※退所時情報提供加算として、サービス費に500円加算されます。(実施した場合、一人につき1回を限度とする)

※入所期間中に入院または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の取り扱いに応じた金額になります。

※預金管理料として1日70円を徴収します。

※テレビ等の個人用の電気製品を使用の場合、下記に定めた金額を徴収します。

なお、下記項目以外の場合は、応相談とさせていただきます。

	項目	単価
電気代	コタツ	120円/1日
	テレビ	80円/1日
	電気毛布・加湿器・除湿器	40円/1日
	パソコン・携帯電話・タブレット	30円/1日
	電気あんか	10円/1日

《利用料の負担軽減について》

①所得段階区分に応じて食費および居住費に上限額が設けられます(一覧表の通り)。

②所得が低く、かつ一定要件を満たす方には社会福祉法人の実施する減額制度が適用になります。

③利用料の半額が医療費控除の対象となります。

特別養護老人ホーム いちょうの木 料金表 (3割負担)

令和8年3月1日現在

《ユニット型》

単位:円

要介護度	サービス費	1日あたり					1月あたり	所得段階区分	1日あたり			月額 (30日)
		個別機能 訓練加算 (I)	サービス 提供体制 強化加算 (III)	看護体制 加算 (I)イ	看護体制 加算 (II)イ	介護職員 等処遇改善 加算 (II)	生活機能 向上連携 加算 (II)		食費	居住費	日額合計	
要介護1	2,046	36	18	36	69	301	300	第1段階	300	880	3,686	110,887
								第2段階	390	880	3,776	113,587
								第3段階①	650	1,370	4,526	136,087
								第3段階②	1,360	1,370	5,236	157,387
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	6,017	180,817
要介護2	2,259	36	18	36	69	330	300	第1段階	300	880	3,928	118,146
								第2段階	390	880	4,018	120,846
								第3段階①	650	1,370	4,768	143,346
								第3段階②	1,360	1,370	5,478	164,646
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	6,259	188,076
要介護3	2,484	36	18	36	69	361	300	第1段階	300	880	4,184	125,814
								第2段階	390	880	4,274	128,514
								第3段階①	650	1,370	5,024	151,014
								第3段階②	1,360	1,370	5,734	172,314
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	6,515	195,744
要介護4	2,703	36	18	36	69	391	300	第1段階	300	880	4,433	133,278
								第2段階	390	880	4,523	135,978
								第3段階①	650	1,370	5,273	158,478
								第3段階②	1,360	1,370	5,983	179,778
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	6,764	203,208
要介護5	2,913	36	18	36	69	419	300	第1段階	300	880	4,671	140,435
								第2段階	390	880	4,761	143,135
								第3段階①	650	1,370	5,511	165,635
								第3段階②	1,360	1,370	6,221	186,935
								第4段階(基準額)	1,445	2,066	7,002	210,365

※処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単価】×利用日数×136/1,000＝処遇改善加算【単位】(小数点以下四捨五入)

(例)要介護3 (2,484 + 36 + 18 + 36 + 69) × 30日 + 300 × 136/1,000 = 10,824.24

なお、利用日数により介護職員等処遇改善加算の単位は変動します。

※所得段階区分とは、介護保険料における区分のことです。

※医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合は、サービス費に1回につき18円加算されます。(1日に3回を限度とする)

※入所から30日間に限り、サービス費90円加算されます。

※退所時情報提供加算として、サービス費に750円加算されます。(実施した場合、一人につき1回を限度とする)

※入所期間中に入院または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の取り扱いに応じた金額になります。

※預金管理料として1日70円を徴収します。

※テレビ等の個人用の電気製品を使用の場合、下記に定めた金額を徴収します。

なお、下記項目以外の場合は、応相談とさせていただきます。

	項目	単価
電気代	コタツ	120円/1日
	テレビ	80円/1日
	電気毛布・加湿器・除湿器	40円/1日
	パソコン・携帯電話・タブレット	30円/1日
	電気あんか	10円/1日

《利用料の負担軽減について》

①所得段階区分に応じて食費および居住費に上限額が設けられます(一覧表の通り)。

②所得が低く、かつ一定要件を満たす方には社会福祉法人の実施する減額制度が適用になります。

③利用料の半額が医療費控除の対象となります。